

トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群） の資源管理について

令和5年11月
水産庁

目次

1. トラフグ資源の現状について

2. 資源管理について

- ・ 資源管理手法検討部会を踏まえた対応
- ・ 新たな資源管理について

1. トラフグ資源の現状について

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内系群の分布・回遊

- 本系群のトラフグは夏季に東シナ海・黄海で索餌回遊を行い、秋から春にかけて九州西・北岸～瀬戸内海～若狭湾などへ産卵回遊する。
- 内湾域で生まれた魚が成長に伴って外湾域の生育場へと移動する過程で複数の産卵場由来の魚が入り混じり、系群が維持されていると考えられる。

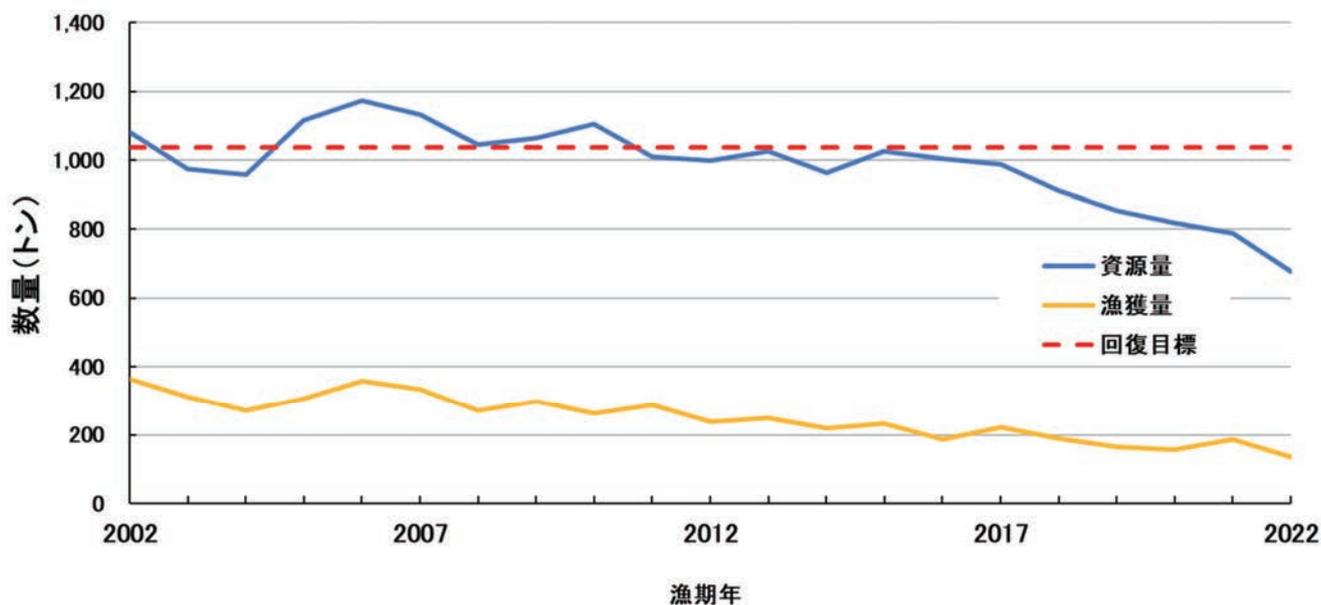
○トラフグ日本海、東シナ海、瀬戸内海系群



日本海や九州の発生群は日本海、東シナ海及び黄海へ移動。瀬戸内海の発生群は豊後水道以南、紀伊水道以南、日本海、東シナ海及び黄海へ回遊

資源量と漁獲量の推移

- 2022年漁期の資源量は678トン（推定）と過去最小、同じく漁獲量は134トン（概数値）と長期的な減少が続いている。（2023年度資源評価案から）

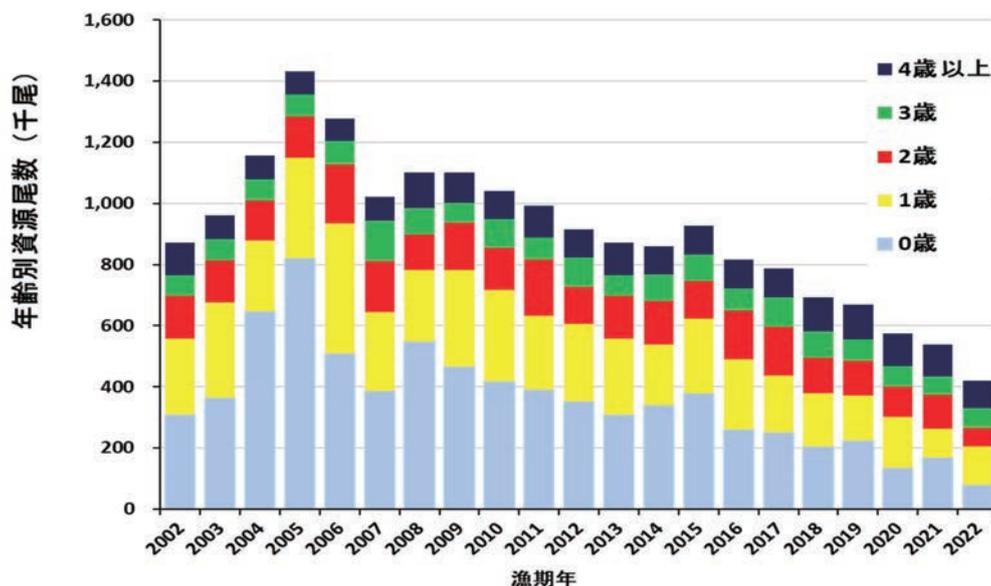


（出典：令和5年（2023）トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価（暫定版）から作成）

4

年齢別資源尾数

- 2005年をピークに、全体の資源尾数は減少傾向。
- 2022年の0歳魚の資源尾数は約8万尾（2012年の約4分の1）。
- 今年の資源評価における再計算の結果、親魚（3歳及び4歳以上）も減少傾向（約1割減。うち3歳魚は約2割減）。（2023年度資源評価案から）
- 資源の減少に歯止めがかからないおそれがある危機的な状況



（出典：令和5年（2023）トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価（暫定版）から作成）

5

資源量を左右する要素

資源量が増減する要素は主に4つ（加入、成長、漁獲、自然死亡）

資源量を増やす要素

- ・加入
生まれた魚のうち、初めて漁獲の対象になるまで生き残った数
- ・成長
成長によって増す重量

資源量を減らす要素

- ・漁獲
漁獲による死亡
- ・自然死亡
漁獲以外の要因による死亡

●資源量は資源を増やす要素と資源を減らす要素のどちらが大きいかで、増えるか減るかが決まる。

→資源が減少するのは、
加入と成長で増加する量を漁獲と自然死亡の量が上回るため

このうち成長と自然死亡は環境要因に左右されることから、人為的にコントロールできる要素は「加入」と「漁獲」に絞られる。

6

獲り残しについて（漁獲）

・漁獲の対象である魚を獲り残すことによって期待される効果は、未成魚と成魚それぞれに異なっている。

未成魚の獲り残し

＜獲り残しの意味＞

- ・将来、親となる魚を増やすことが可能。
- ・価値の高いものとして将来漁獲することが可能。

＜期待される効果＞

- ・獲り控えた魚が産卵に参加する数年後から効果が出始める。
- ・同じ水揚げ数量でも漁獲尾数が低下する。

成魚の獲り残し

＜獲り残しの意味＞

- ・今いる親魚による産卵を増加させ、現在の加入の低さを速やかに補うことが可能。

＜期待される効果＞

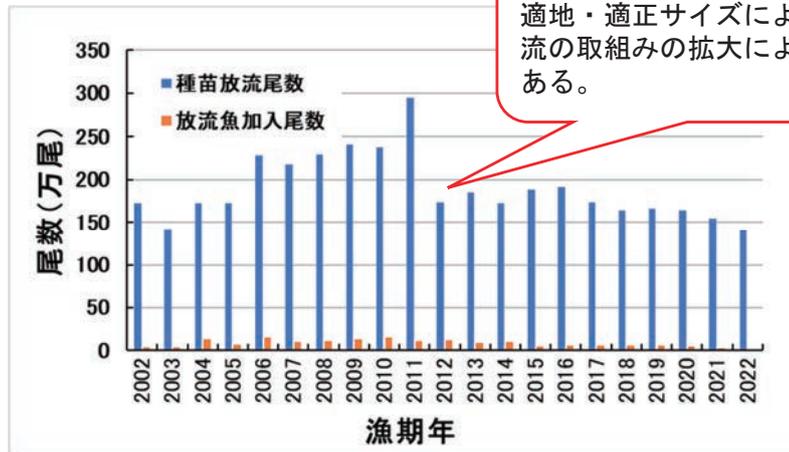
- ・魚がすでに成熟しているため、すぐ産卵に参加することができ、効果が早く現れることが期待される。

未成魚と成魚それぞれの獲り控えによる効果を考慮し、全ての年齢での獲り残し（漁獲の抑制）に取り組む必要がある。

7

- ・ 2015年漁期以降は、関係府県において、国の補助事業も活用し、九州・瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プランに基づき、**資源管理と連携した適地への集中的な放流**を実施。（2022年漁期の放流は約140万尾（速報値））

- ・ 人工種苗放流尾数と放流魚の0歳魚加入尾数



（出典：令和5年（2023）トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価（暫定版）から作成）

種苗放流のみでの資源回復は難しいことから、漁獲の抑制が不可欠

2. 資源管理について

- ・ 資源管理手法検討部会を踏まえた対応
- ・ 新たな資源管理について

<管理目標の確認>

2022年度資源評価案において、チューニングコホート解析による資源量の推定を実施するなど評価精度を向上した結果、推定資源量が増加。このため、現行の資源管理目標840トンについても整理が必要。

・ 現行

2027年漁期を目途に資源量を**840トン**（2017年資源評価における2007～2016までの平均資源量）程度まで回復。

・ 確認（修正）案

2027年漁期を目途に資源量を**1,037トン**（2017年資源評価における2007～2016までの平均資源量**1,036.8トン**）程度まで回復。

<今後の管理目標の検討の方向性について>（提案）

本年度第3四半期（注）までにMSYベースの資源評価が公表されることから、目標管理基準値案や漁獲管理規則案等について、今後、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）での議論・整理等を踏まえつつ、本会議でも目標を検討していくこととする。

注：2022年12月23日公表

10

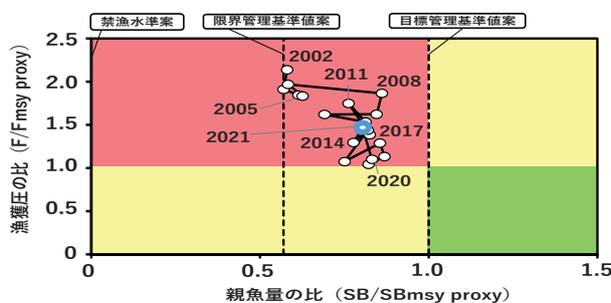
資源管理手法検討部会において資源評価結果をもとに示された漁獲シナリオについて

- 漁獲量は2002年漁期の364トンを最高に、2007年漁期までは概ね300トン以上の漁獲が続いていたが、2008年漁期以降減少傾向が続き、2020年漁期に158トンと過去最小となった。2021年漁期は190トンであった。
- 漁獲圧(F)は、2002年漁期以降低下傾向にあるものの、すべての漁期年でFmsyを上回り、2021年漁期には上昇した。親魚量(SB)はすべての漁期年で、Fmsyが漁獲を続けた場合の平衡状態における親魚量(SBmsy)を下回っている。
- 資源量は2002年漁期以降、2006年漁期の1,174トンを最高に、1,000トン前後で緩やかに変動していたが、2017年漁期に1,000トンを下回り、以降減少傾向が続いており、2021年漁期は721トンであった。

親魚量(2021年)・・・464トン

案	目標管理基準値 (Target Reference Point: TRP) ≒回復・維持する目標となる資源水準の値	577トン
	限界管理基準値 (Limit Reference Point: LRP) ≒下回ってはいけない資源水準の値	329トン
	禁漁水準	0トン

《神戸チャート》



例えば。。。

資源管理の目標例：10年後に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回ること

仮に、TAC管理を行う場合の将来の漁獲量の平均値

単位：トン

資源管理例の目標達成確率

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
1.0	190	117	93	73	70	75	84	100	107	111	118	121	123	0%
0.9	190	117	85	70	68	74	83	96	103	107	114	117	120	2%
0.8	190	117	76	66	65	72	80	91	98	102	108	112	116	5%
0.7	190	117	68	61	62	68	76	85	92	97	102	106	110	16%
0.5	190	117	49	49	51	57	64	70	77	82	86	90	94	59%
現状の漁獲圧	190	117	102	91	86	88	95	101	107	113	116	121	126	0%

11

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について

- ・デジタル化の進展等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
- ・漁協、市場出荷については把握が可能だが、市場外流通や遊漁の数量を把握する方法を検討すべき。

- 
- 現在、資源評価で利用している海面漁業生産統計は、水揚機関調査、漁業経営体調査及び一括調査等を組み合わせて重複が無いように合算して作成しています(参考1参照)。自由漁業による漁獲や市場外出荷等についても、これら調査方法によりカバーされています。
 - 今後は、さらに高い精度で漁獲情報を把握すべく、ステップ1において、都道府県庁等と協力しながら流通実態の把握及びTAC報告体制の整備を進めます。また、得られた漁獲情報も踏まえて、ステップ2において、TAC管理の詳細について検討していきますので、正確な漁獲情報の提供をお願いします。
 - こうした体制の整備に当たっては、デジタル技術を活用したTAC報告の労力を軽減する取り組みを進めています。
 - また遊漁者の採捕については、昨年度(2022年度)に報告システムを構築したところであり(参考3参照)、関係団体、都道府県庁等を通じて、採捕量の報告について協力を依頼することにより、その把握に努めています。

(遊漁採捕量報告:<https://www.ifa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)。

(次ページに続く)

12

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について

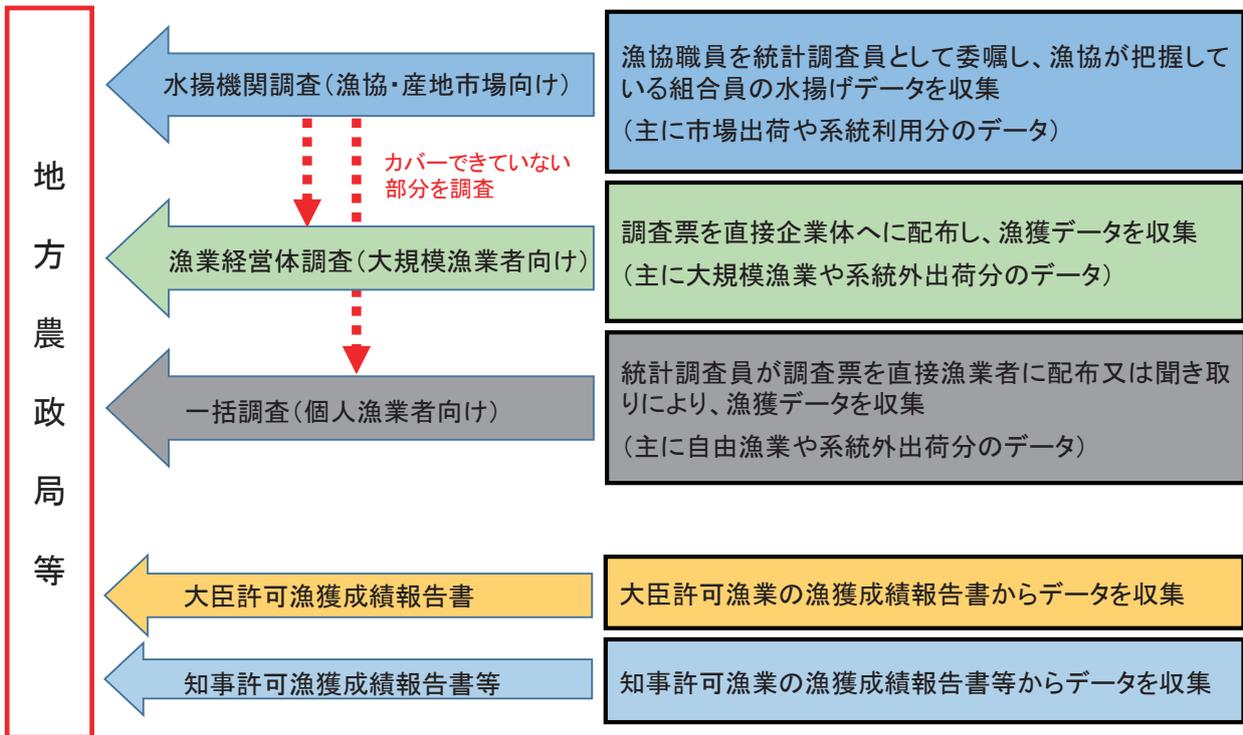
(続き)

- 遊漁船業を営む方のうち漁協の組合員は70%を超えており、遊漁船部会がある漁協もあります。国としても資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性について遊漁船業者の理解と協力が得られるよう努めます。
- また、都道府県庁、漁協系統団体、漁業者の皆様におかれましても、遊漁船業者との意見交換・情報共有をお願いします。

13

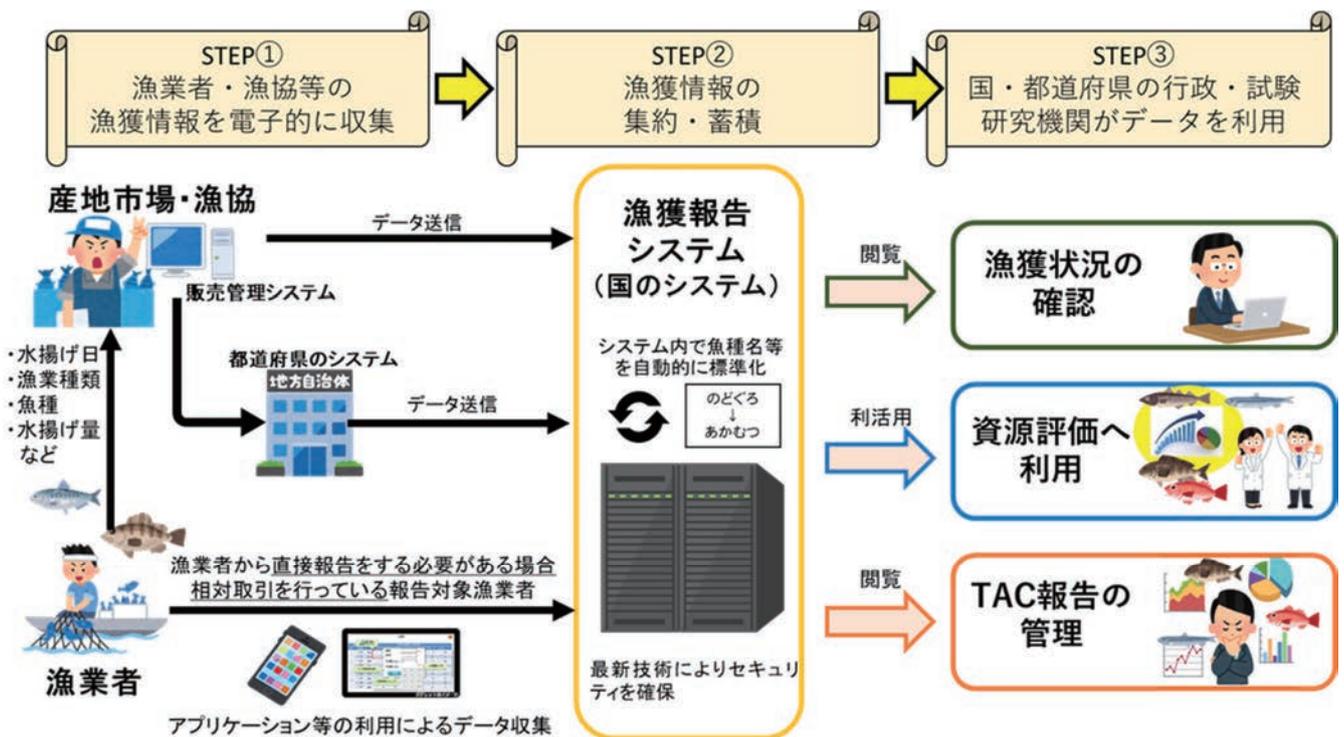
(参考1) 統計調査における情報収集の流れについて

- 海面漁業生産統計調査は下記の手法により、各都道府県の事情に合わせてデータ収集を行っている。
- 下記手法を組み合わせ、重複が無いように合算して暦年漁獲統計を作成(組み合わせの程度(カバーの度合い)は都道府県により大きく異なる)



14

(参考2) 電子的な情報収集体制構築の取組



※令和4年度末500市場以上

15

(参考3)遊漁採捕量報告について

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます



遊漁の採捕量情報により

- 資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります

遊漁者が資源管理に参加することにより

- 漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)







LINE公式アカウント LINEを使用しない報告先

クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- 小型魚 (30キロ未満) → 採捕禁止
- 大型魚 (30キロ以上) → 報告必要 (キープは1人1日1尾まで)
(※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。)

水産庁のWebサイト

水産庁 【お問合せ先】 水産庁管理課調整沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線6705)



4G 16:50 85%

Loading - 水産庁 釣果登録アプリ
https://www2.yugyo-saihoryo.jp

報告フォーム

遊漁内容について

採捕した日 **必須**
2023/05/08
旧暦: 3月19日

魚種 **必須** 魚種その他 自由記載

魚種分類表

釣り形態 **必須** 釣り形態その他 自由記載

釣り時間 **必須** 陸揚都道府県 **必須**

ホーム 報告フォーム 釣り記録 ユーザー情報

16

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向 (2)資源評価について

・資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。

- 現在の資源評価プロセスについては、R5.2月に開催されたトラフグ資源管理検討会議ブロック等資源評価説明会において、資源量推定→目標管理基準値の設定→将来予測の手法について詳細に説明したところです。

(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/other/attach/pdf/torafugu-42.pdf>)

- 引き続き、皆様からの御意見を頂きながら、できるだけわかりやすくなるよう噛み砕いた説明に努めて参ります。

・経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。

- 現状の年齢別の漁獲選択率のもとで持続的な漁獲量を最大とする目標を基本とする将来予測を管理の議論の材料として補足資料に添付しております。経済的価値の判断は海域、漁法などによっても様々ですが、資源管理の議論の場において、共通の目標となり得る経済的価値の考慮について漁業者等の関係者の皆様からリクエスト頂ければ、それに対応するような管理目標案や将来予測シナリオ案を示すことは可能です。

17

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向

(2) 資源評価について

・海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。

- 現在の資源評価は、漁獲対象となっているものについて可能な限り網羅したデータを使って行っており、現在の海洋環境の変化を反映した漁場形成における資源状況を表しています。一方、近年の産卵場におけるCPUE低下から想定される親魚の分布回遊及び再生産実態の変化は資源評価において重要な変化と認識しており、この解明には実際に操業されている漁業者さんからの情報提供が重要な情報となりますので、引き続き、ご協力のほど宜しくお願いします。

・従来の分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

- ご指摘の通り、従来の分布域外の海域における漁獲急増の実態や系群構造の把握、解明は重要であり、情報収集、分析を開始しているとともに該当海域の関係県には資源評価調査への参画を要請し、協力頂ける方向で進んでいます。一方で、資源評価はある程度以上の長期モニタリングに基づいて行う必要があります。これらの新たな対象海域についてもある程度の時間がかかる点をご理解お願いいたします。従来から資源評価の対象となっている海域との交流、結びつきや、また、反対に分かれていること等を示唆するような実態、遺伝的分析に基づく情報などが得られた場合は、関係機関との意見交換を通じて資源評価に反映させていきます。

18

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向

(3) 資源管理について

・漁業者間で不公平とにならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。

- 初配分や国の留保の割合・配分等その他の事項についても、漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等に応じた適切な配分や管理の運用ルールについて、関係者の皆様と検討してまいります。

・遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。

- 遊漁者の採捕については、令和3年度から採捕報告システムを運用しているところであり、関係団体や都道府県庁等を通じて採捕量の報告について協力を依頼するなど、まずは採捕量の把握に努めているところです。引き続き、遊漁者の理解と協力が得られるよう取り組んでまいります。
- また、海面遊漁の太宗を占める遊漁船をめぐっては、今国会で改正遊漁船業法が成立しました。遊漁船業の安全性の確保と地域の水産業との調和を進める内容となっており、同法に基づく協議会において、漁場の安定的な利用の確保についても協議してもらうことを考えています。その一環として、自分の遊漁船でどのような魚がどの程度釣り上げられているのかは、遊漁船の船長自身がよくご存じだと思われることから、遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みを作ることができないか検討しているところです。

(次ページに続く)

19

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向

(3)資源管理について

(続き)

- 遊漁船業を営む方のうち漁協の組合員は70%を超えており、本日お集りの皆様方の漁協にも遊漁船部会があるなど遊漁船業者の方が身近にいると思います。遊漁船業者に対しては、国としても都道府県や漁協系統団体と連携して理解と協力が得られるよう取り組んでまいります。皆様方におかれても、遊漁船業者の方々と資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性などについて意見交換・情報共有していただけますようお願いいたします。
- 今後、遊漁の管理を進展させるためにも、採捕量の大半を占める漁業において、TAC管理や漁獲量の報告システムを構築していくことが重要です。

・漁業経営だけでなく加工・流通業等周辺産業にも考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。

- 必要に応じて社会利用実態に応じた目標設定や柔軟な管理についても他の魚種においては取り入れています。(「TAC管理の柔軟な運用について」参照)。漁獲シナリオについても漁業者等の皆様のご意見を伺いながら検討していきます。

20

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向

(3)資源管理について

・混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。

- 留保枠の設定や管理区分間での融通など、年による漁場や来遊時期の変動を踏まえ、操業停止とならないような管理の工夫を取り入れてきました。今後もこのような管理手法を継続するほか、ステップ1及び2で各漁業における漁獲実態の把握に努めるとともに、他の魚種のTAC管理の事例も参考にしながら、追加の管理手法についても検討します。

・漁獲努力量による管理や栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。

- TACの数量を各県・大臣許可漁業に配分した上での管理は、ステップ3から行う予定としております。ステップ3に向けた、具体的な配分基準の策定にあたっては、資源評価を踏まえつつ、種苗放流の実績の扱いについても含め、引き続き関係者の皆様と議論します。

・仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

- 厳しい資源評価の結果を受けて更なる資源管理措置の強化を検討すべき状況であると考えられます。その資源管理措置の強化に伴い生じる影響については、漁業収入安定対策事業のほか、必要となる支援策を検討していきます。

21

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向 (4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

・ステークホルダー会合での説明や資料は漁業関係者に理解が得られるようにわかりやすくして欲しい。

- 新たな資源評価や資源管理について皆様の理解を得るため、関係者の疑問や指摘を踏まえつつ、できるだけ平易な表現によりわかりやすい資料を作成し、説明してまいります。資料の公表についても、できる限り早く対応できるように努めます。

・資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。
・水産庁補助事業で設定したKPIについて、漁獲量が削減された場合の取扱を説明して欲しい。

- お示しいただいた事項を含め、ステークホルダー会合での議論に必要な内容について、説明を行うこととしています。

・TAC導入についてはスケジュールありきではなく、漁業者が納得できるよう複数回開催の上で慎重に進めるべき。

- ステークホルダー会合の回数は定めておりません。関係者のご理解を得ながら必要な回数実施していきます。

22

2. 資源管理について

- ・資源管理手法検討部会を踏まえた対応
- ・新たな資源管理について

23

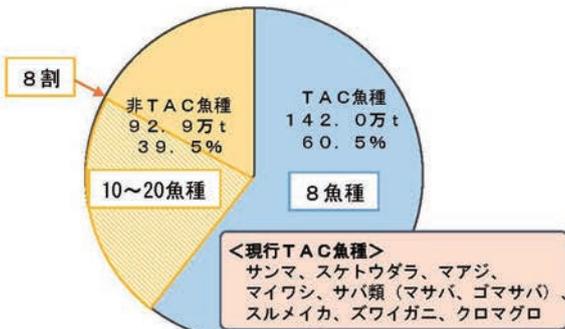
新たな資源管理について

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大①）

- TAC魚種は、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込むこと（「水産政策の改革について」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂）」）となっており、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めていく。
- このため、現行TAC8魚種に加え、漁獲量の多いものを中心に、資源調査・評価の進捗を踏まえ、優先的にMSYベースの資源評価に取組みTAC管理を行う資源を定めていく（令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割がTAC管理に）。

＜漁業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議＞
 漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする。

【参考1：漁獲量における現行TAC魚種の割合】
 (H28～H30平均)



※ データ元：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
 ※ 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産は乳類は除く。

【参考2：漁獲量順位表（H28～H30平均）】

順位	魚種	漁獲量 (t)	比率	累計
1	さば類★	520,743	22.2%	22.2%
2	まいわし★	466,844	19.9%	42.0%
3	かたくちいわし	142,704	6.1%	48.1%
4	すけとうだら★	130,335	5.5%	53.7%
5	まあじ★	129,398	5.5%	59.2%
6	さんま★	108,854	4.6%	63.8%
7	ぶり類	108,147	4.6%	68.4%
8	うるめいわし	74,885	3.2%	71.6%
9	するめいか★	60,195	2.6%	74.2%
10	しらす	54,849	2.3%	76.5%
11	まだら	46,308	2.0%	78.5%
12	かれい類	41,872	1.8%	80.2%
13	たこ類	36,097	1.5%	81.8%
14	ほっけ	22,946	1.0%	82.8%
15	むろあじ類	21,359	0.9%	83.7%
16	さわら類	17,059	0.7%	84.4%
17	いかなご	15,850	0.7%	85.1%
18	まだい	15,287	0.7%	85.7%
19	べにずわいがに	15,112	0.6%	86.4%
20	おきあみ類	14,651	0.6%	87.0%
21	にしん	9,795	0.4%	87.4%
22	ひらめ	6,886	0.3%	87.7%
23	すずき類	6,654	0.3%	88.0%
24	たちうお	6,648	0.3%	88.3%
25	さめ類	6,214	0.3%	88.5%
26	はたはた	6,146	0.3%	88.8%
27	ちだい・きだい	4,961	0.2%	89.0%
28	このしろ	4,882	0.2%	89.2%
29	ふぐ類	4,774	0.2%	89.4%
30	あかいか	4,181	0.2%	89.6%
31	ずわいがに★	4,104	0.2%	89.8%
32	いさき	3,907	0.2%	89.9%
33	あなご類	3,506	0.1%	90.1%
34	くろだい・へだい	3,029	0.1%	90.2%
35	にぎす類	2,902	0.1%	90.3%

※現行TAC魚種は黄色ハイライト・星印

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大②）

- 漁獲量の多いものの中には、沿岸漁業、特に定置網漁業や底びき網漁業で多く漁獲されるものが含まれており、数量管理の導入に当たっては、想定外の大量来遊による漁獲の積み上がり等への対応や迅速な漁獲量の収集体制の整備などの課題の検討が必要となる。
- このため、新たなTAC管理対象候補資源については、現場の漁業者の意見を十分に聴き、必要な意見交換を行うこととし、専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会（仮称）」を水産政策審議会の下に設け、資源評価結果や水産庁が検討している内容について報告し、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえて論点や意見の整理をする。
- 同部会での整理を踏まえ、「資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）」を開催する。

検討の進め方

- TAC管理を検討する際には、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い、資源評価体制が整っている資源を「第1陣」とする。また、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源を「第2陣」とする。
- 下記の漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのものから、順次検討を開始する。この場合、漁業の実態を踏まえた実行可能性も考慮することとし、関係者との丁寧な意見交換を踏まえながら、TACによる資源管理の開始を目指していく。

第1陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い、資源評価体制が整っている資源

第2陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源

資源ごとに ①MSYベースの資源評価と管理目標と漁獲シナリオの提案
 ②上記部会での整理も踏まえ、ステークホルダー会合での意見交換の実施（その際、適切な管理手法も併せて検討）

令和2年度 特に資源評価体制が充実している資源から、可能なものについて、神戸チャートを公表
 令和3年度 特に資源評価体制が充実している資源
 令和4年度 上記以外の資源

令和3年度
 ~
 令和4年度
 ① 第1陣で先行的に検討を開始する資源に関連する資源や、限られた漁業種類において混獲ではなく主たる対象魚として漁獲されるもの
 ② 上記以外の資源

TACによる資源管理の開始

令和3年度～5年度

令和5年度

漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの（○内の数字は漁獲量の順位（平成28年～30年の平均漁獲量））
 第1陣 ③かたくちいわし、⑦ぶり、⑧ウルメイワシ、⑪まだら、⑫カレイ類（ソウハチ、ムシガレイ、ヤナギムシガレイ、サメガレイ、アカガレイ、マガレイ）、⑭ホッケ、⑯さわら、⑰マダイ、⑳ヒラメ、㉑トラフグ ○キンメダイ
 第2陣 ⑮ムロアジ類、⑰イカナゴ、⑲ベニズワイガニ、㉓ニギス

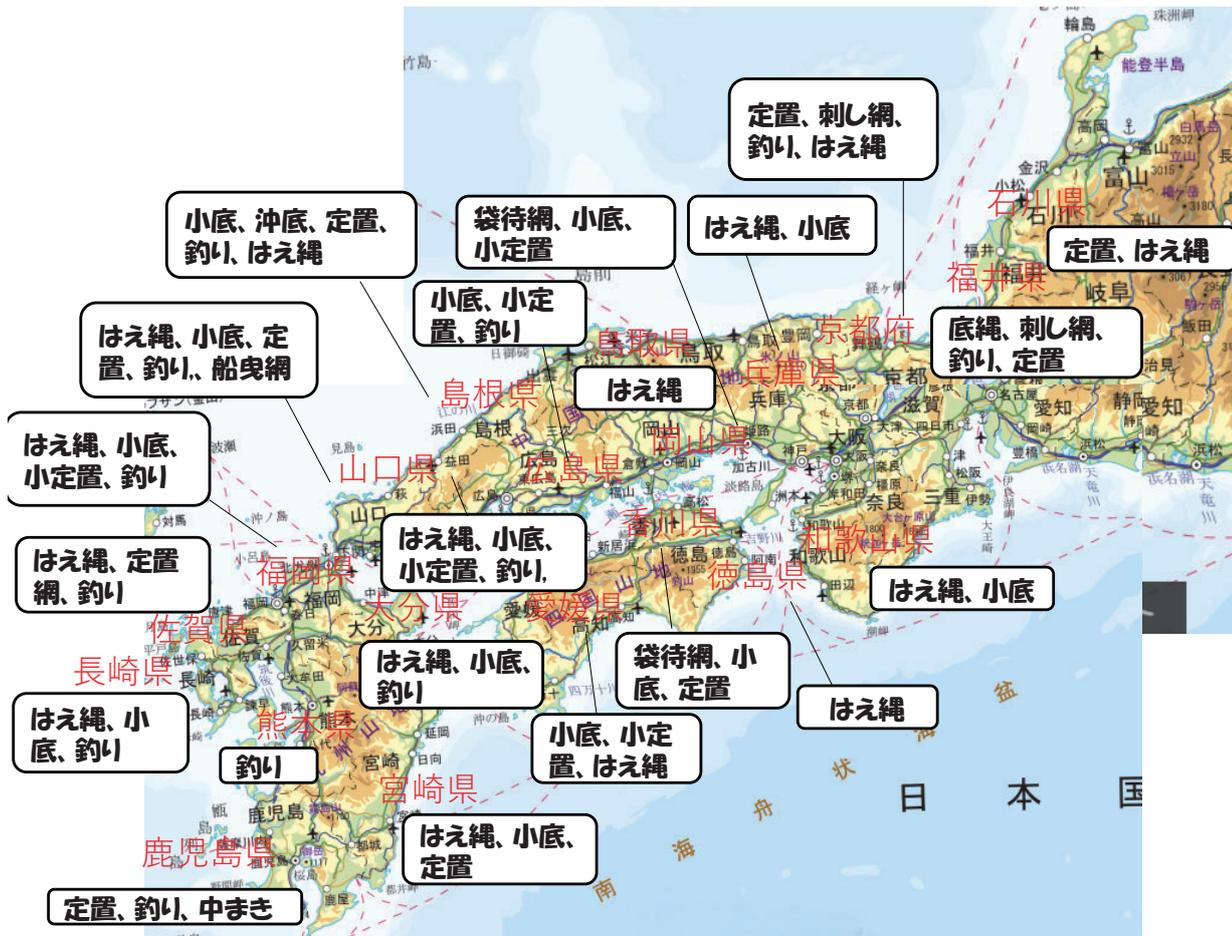
注：トラフグは「ふぐ類」の一部、キンメダイは「その他の魚類」の一部として集計。

新たな資源管理の検討プロセス

① 資源評価結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 令和4（2022）年12月23日に公表
② 資源管理手法検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 令和5（2023）年7月に開催され、参考人等からの意見や論点を整理
③ ステークホルダー会合 （資源管理方針に関する検討会）	<ul style="list-style-type: none"> ②で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論 必要に応じ複数回開催し、管理の方向性をとりまとめ
④ 資源管理基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ③でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成 パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定
⑤ 管理の開始	

（参考資料）

各府県の漁法について



府県別の主な漁法と近年の漁獲量

- 日本海側では、はえ縄や一本釣りが主な漁法。1歳以上が漁獲の中心。
- 瀬戸内海側では、小底、袋待網等、網漁具が多い。全体の漁獲量は少ないが、漁獲物に占める割合が最も高いのは0歳魚。

単位(トン)

漁期年	秋田	山形	石川	福井	京都	鳥取	島根	山口 (日本海)	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿児島	有明海** (0歳魚)
2018	5	—	5	6	2	1	5	52	40	3	19	8	0	2
2019	7	—	5	6	2	2	3	32	47	2	14	8	0	1
2020	3	2	2	5	1	1	3	35	45	1	9	9	1	1
2021	4	1	4	5	2	1	3	56	61	2	8	6	0	1
2022	4	2	3	4	2	1	3	27	37	2	9	7	0	1

漁期年	宮崎	大分	愛媛	山口 (瀬戸内海)	広島	岡山	兵庫 (瀬戸内海)	香川	徳島	和歌山	合計
2018	1	10	13	8	1	2	2	5	0	0	190
2019	1	9	13	7	1	2	2	3	0	0	166
2020	1	11	11	7	2	1	3	3	0	0	158
2021	1	8	11	4	1	1	2	4	0	0	187
2022	*1	7	*11	*4	0	*2	*3	3	*0	*0	*134

* 概数値

** 福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県の漁獲量の合算。

(出典：令和5年(2023)トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価(暫定版)から作成)

都道府県での取組状況①

府県	海域	漁業種別	主漁場	漁獲量(漁業種別・地区別、府県別) 単位:トン												取組についての記載 (令和4年度)															
				漁獲量(単位:トン)												実行の取組内容	取組内容の実施状況	取組の問題点	取組について今後の改善点	今後の取組											
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						府県別2018	府県別2019	府県別2020	府県別2021	府県別2022	府県別2022					
秋田県	九日東	定置網	日本海(秋田県沿岸)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	3.8	5.4	2.2	3.0	4.0	500g以下の小型魚再放流(一部地区の漁業者の自主規制)	小型魚の再放流を実施(一部地区)	資源管理は一部地区の漁業者の自主規制にとどまる	取組の波及	県で実施する種苗放流及び放流効果調査等に基づく資源管理の検討							
		釣り・はえ縄	日本海(秋田県沿岸)														5.1	0.9	6.4	0.7	3.3	1.0	3.8		0.6	4.3	0.2	800g以下の小型魚の再放流、採捕期間の設定(一部地区の漁業者の自主規制)	小型魚の再放流を実施、採捕は10月開始予定(一部地区)	資源管理は一部地区の漁業者の自主規制にとどまる	取組の波及
		その他(し網・底びき等)	日本海(秋田県沿岸)																0.4	0.3			0.1			0.2			0.1	なし	なし
山形県	九日東	小型定置網	日本海(山形県沿岸)													2.8	0.4	0.5		0.1	0.3	小型魚(1000g以下)の再放流(一部漁業者の自主規制)	同左 ※小型魚の入網は主漁期に2.3尾程度とのこと	なし	なし	現状の取組を継続					
		はえ縄	日本海(山形県沿岸)															2.2	2.4	1.7	1.6	1.4	1.5	1.0	2.5		1.0	種苗放流、採捕期間の設定、小型魚(700g以下)の再放流(有志の漁業者団体による自主規制)	同左	漁業者団体に加入していない漁業者も含めた規制の設定を求める意見がある。	なし
		その他	日本海(山形県沿岸)															0.2	0.2		0.1		0.2				0.5	なし	なし	なし	なし
石川県	九日東	定置網	日本海(石川県沿岸)													3.6	2.4	3.1		1.4	2.1	2.2	主漁期(3月下旬、4月)に網敷×10日間以上の網揚げ休漁(県内一部)	主漁期(3月下旬、4月)に網敷×10日間以上の網揚げ休漁(県内一部)	なし	なし	現状の取組を継続				
		はえ縄	日本海(石川県沿岸)															0.7	4.7	1.3	2.7	1.1	3.3	0.8	2.8	0.4		西海支所:全長30cm以下再放流、採捕解禁日(11月1日)設定、禁漁区設定(約3km2)、種苗放流R4:158万尾 ななな支所:全長20cm以下再放流、採捕解禁日(11月1日)設定、漁具制限(針数800本以下/統)	同左	なし(種苗放流に対しては、放流種苗の確保や経済的・労務的負担の観点から継続性に懸念あり)	なし
		その他	日本海(石川県沿岸)															0.5	0.3		0.2		0.4		0.2	0.2		なし	なし	なし	なし
福井県	九日東	はえ縄	若狭湾													5.1	0.1				0.2	0.3									
		し網	若狭湾															0.0				0.0		0.2		0.3					
		釣り	若狭湾															0.0													
京都府	九日東	定置網	京都府海域													2.2	4.9	6.0	5.7	5.3	5.5	5.3	4.2	3.9	各漁業者の自主的な取組みとして、全長20cm未満の小型魚を再放流。	同左	なし	なし	各漁業者の自主的な取組みとして、全長20cm未満の小型魚を再放流。		
		底びき	京都府海域														0.1	0.0		0.0	0.0		0.0		0.0						
		小型定置網	京都府海域														1.7	1.4		1.2	1.9	1.5									
大阪府	瀬	小底	大阪湾東部												0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			現状維持での維持で、漁獲量もわずかなため、現状以上の取組みの検討は難しい。	現行の取組の継続
		はえ縄	京都府海域													0.4	1.8	0.3	1.4	0.2	2.2	0.3	1.8	0.2	なし					予定なし	

都道府県での取組状況②

府県	海域	漁業種別	主漁場	漁獲量(漁業種別・地区別、府県別) 単位:トン												取組についての記載 (令和4年度)													
				漁獲量(単位:トン)												実行の取組内容	取組内容の実施状況	取組の問題点	取組について今後の改善点	今後の取組									
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						府県別2018	府県別2019	府県別2020	府県別2021	府県別2022	府県別2022			
兵庫県	瀬	はえ縄	播磨灘													1.0	0.6		1.7		1.0	1.2	1.0	漁獲日設定	漁業者間で設定した休漁等により休漁を実施している。	なし	冬季の寒害に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかで、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現状の取組の継続	
		はえ縄	大阪湾北西部													0.0	0.0		0.2		0.1	0.7	0.7	漁獲日設定	漁業者間で設定した休漁等により休漁を実施している。	なし	冬季の寒害に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかで、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現状の取組の継続	
		小底	大阪湾北西部													1.7	0.1	1.7	3.0	0.2	1.9	0.2	2.5	0.2	漁獲日設定	漁業者間で設定した休漁等により休漁を実施している。	なし	当該魚種を選択的に漁獲しておらず、その漁獲量もわずかで、現状以上の取組の検討は難しい。	現状の取組の継続
		はえ縄	紀伊水道北部													0.5	0.5	0.7		0.8	0.5	0.5	0.3	0.3	漁獲日設定	漁業者間で設定した休漁等により休漁を実施している。	なし	冬季の寒害に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかで、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現状の取組の継続
		小底	紀伊水道北部													0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	漁獲日設定	漁業者間で設定した休漁等により休漁を実施している。	なし	当該魚種を選択的に漁獲しておらず、その漁獲量もわずかで、現状以上の取組の検討は難しい。	現状の取組の継続
和歌山県	瀬	底びき	紀伊水道												0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	なし(現在混獲による漁獲のみ)	なし(現在混獲による漁獲のみ)			なし	
		はえ縄	紀伊水道外域													0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	〇日高ふぐはえ縄組合の取組解禁日設定(瀬戸内海は9月初旬、太平洋は10月中旬)、毎週月曜休漁、500g以下放流	左記の取組を継続	なし	なし	現在の取組を継続
鳥取県	九日東	はえ縄	鳥取県沖合												1.1	0.9	1.4	1.2	1.9	1.8	0.9	1.0	0.9	なし				予定なし	
		その他	鳥取県沖合														0.2	0.2		0.1	1.0	0.1		0.1	なし				予定なし
鳥取県	九日東	沖底	鳥取県沖合												4.5	3.1	1.5		1.8	1.9	1.5							予定なし	
		小底	日本海(鳥取県沿岸)													0.1	0.1		0.1	0.0	0.0		0.1	0.1	なし			予定なし	
		定置網	日本海(鳥取県沿岸)													0.6	0.7		3.0	2.8	0.4	2.8	0.5	なし				予定なし	
		釣り・はえ縄	日本海(鳥取県沿岸)													0.0	0.0		0.0	0.7	0.4		0.1	なし				予定なし	
		その他	日本海(鳥取県沿岸)													0.7	0.3		0.4		0.5		0.6	なし				予定なし	

◆九州・日本海西海域におけるトラフグ漁業の場合

水産庁管理調整課

【有明海】の特徴

- 全長30cm未満の**未成年**が漁獲の中心サイズ
- 釣りが主な漁法
- 長崎県、福岡県などで漁獲される
- 再放流ルールの設定はなし

【外海】の特徴

- 全長30cm以上が漁獲の中心サイズ
- はえ縄が主な漁法
- 福岡県、長崎県、山口県などで漁獲される

仮に、同じ水揚げ金額を得るために漁獲する尾数と資源への影響を比較すると…?

【有明海】の漁業

- 小型で単価が安いので、数多く漁獲する必要がある
- 水揚げ金額あたりの漁獲が**資源へ与える負荷がより強い**

【外海】の漁業

- 小型魚に比べて少ない尾数を漁獲する
- 水揚げ金額あたりの漁獲の負荷は、小型魚よりも弱い

小型魚の生き残りが増えると…

- より価値の高いサイズになる魚が増える
- 有明海で生き残る数が増えると、外海へ回避していく魚が増加していく

そこで、小型魚を保護するために、こんな仕組みをご提案します！

現状(例)：すべて漁獲/全長30cm未満放流

取組実施：漁獲削減・再放流

（目標設定）：漁獲削減・放流サイズ引き上げ

（とも補償）：売り上げの一部

（国庫補助）：補助を追加

（補助率1/2）

水揚げが減るのは困る…

取組を継続できそう！

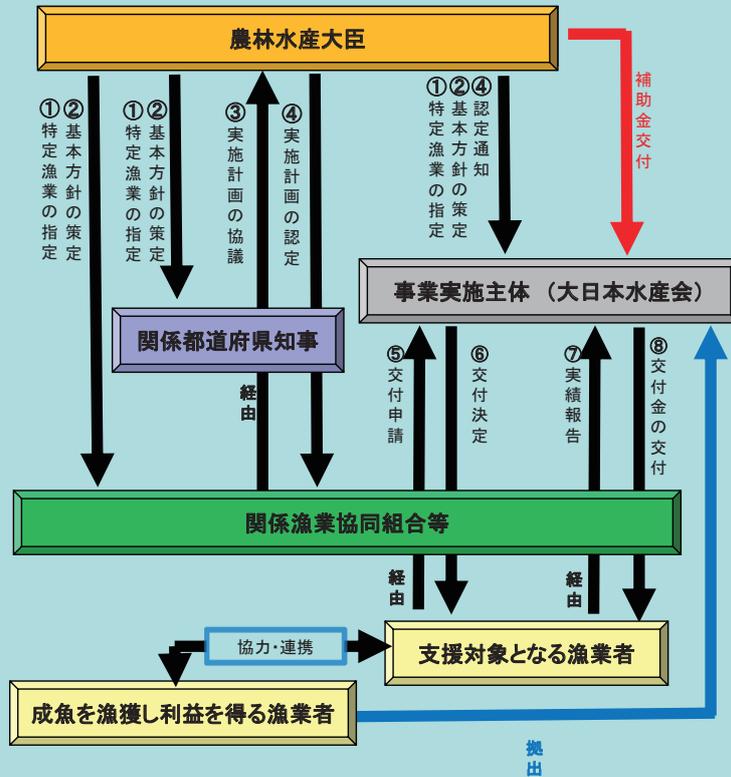
取組の永続化

資源回復へ

＜事業の趣旨＞

- 従来と同レベルの放流尾数であっても、小型魚の保護を目的に現行よりも厳しい管理措置を導入できれば、資源回復への効果が高まることが考えられる。
- 一方で小型魚の保護は将来的に大型魚の増加につながり、大型魚を漁獲する漁業者がその利益を受けると考えられる。
- 大型魚を漁獲する漁業者が行う「とも補償」を国の事業からも補助し、小型魚を漁獲する漁業者に対し放流した小型魚の尾数に応じて、一定の割合で支援するもの。

相互扶助漁獲支援事業の仕組み



- 支援対象となる漁業者等
 - ・若齢魚を漁獲後直ちに放流する取組を実施した者及び若齢魚を一時飼育し放流する取組をした者
- 成魚を漁獲し利益を得る漁業者
 - ・成魚を漁獲し利益を得る漁業者が水揚げ金額より拠出金を拠出
- 支援内容(補助率:1/2)
 - ・若齢魚を直ちに放流する経費に係る支援(人件費、若齢魚買上費、消耗品費(放流タグ)等)
 - ・若齢魚を一時飼育するために必要な経費への支援(人件費、用船料、若齢魚買上費、餌代等)

・トラフグ資源管理検討会議設置要領

第1 趣旨

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群(以下「トラフグ資源」という。)は、府県の区域を越えて回遊し、20府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、定置網及び釣りなど様々な漁業種類により漁獲され、高額で市場取引される漁業上の重要資源である。しかしながら、近年の資源水準は低位、資源動向は減少と評価されており、現状のままの漁獲と人工種苗の放流が継続された場合、資源量は減少し続けると推定されているが、放流種苗を効果的に資源に添加することに加えて、更なる漁獲圧の削減を行うことによって急速な資源回復の実現が可能であることが指摘されている。このような現状を踏まえ、資源管理のあり方検討会取りまとめ(平成26年7月)において、関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、資源管理措置について検討し、関係者が統一的な方針の下で資源管理に取り組むべきこと等が提言されたことを受け、具体的な資源管理の取組を検討するためトラフグ資源管理検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

第2 検討会議の目的

検討会議は、トラフグ資源の回復を図るため、トラフグ資源の漁獲、種苗生産、試験研究及び市場・流通等に関係する者が参集し、情報共有、意見交換等を行うことにより具体的な資源管理措置を検討し、実態を踏まえた効果的かつ広域的な資源管理の取組を促進することを目的とする。

第3 検討会議の構成等

1 検討会議は、以下に掲げる機関等に所属する者をもって構成する。

- ① トラフグ資源の漁獲実績を有する府県の漁業者団体、行政及び試験研究機関であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
- ② トラフグを取り扱う市場・流通関係団体であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
- ③ 全国漁業協同組合連合会
- ④ 公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会
- ⑤ 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- ⑥ ①又は②の機関等が所在する市町村であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
- ⑦ 水産庁

38

2 検討会議は、必要があると認めるときは、1以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 検討会議の事務局は、水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室において行う。

第4 検討会議の運営

1 検討会議は、事務局が第2の機関等と協議し、年1回以上開催する。

2 検討会議の議事進行及び取りまとめは、事務局が行う。

第5 作業部会

1 検討会議には、日本海中西部海域、九州・山口西方海域、瀬戸内海海域及び有明海海域ごとに海域別の作業部会を置く。

2 海域別の作業部会は、当該海域を地先海面とする府県に関係する第3の1の者により構成する。ただし、3の課題を検討するために必要な場合、当該海域と異なる海域を地先海面とする府県を含む構成とすることができる。

3 海域別の作業部会は、次に掲げる課題の具体的検討を行い、その状況について、事務局を通じ、検討会議に報告する。

① 未成魚漁獲抑制(再放流を含む)、② 成魚保護、③ 産卵場・育成場保全

④ 種苗放流

4 海域別の作業部会には、3の課題ごとの幹事府県を置き、必要に応じて副幹事府県を置くことができる。

5 それぞれの幹事府県は、海域間の情報共有に努めるとともに、複数海域の合同による作業部会(以下「合同作業部会」という。)が必要と認めるときは、事務局と協議調整し、合同作業部会を開催することができる。

6 海域別の作業部会に関する連絡調整は、日本海中西部海域については水産庁境港漁業調整事務所が、九州・山口西方海域及び有明海海域については水産庁九州漁業調整事務所が、瀬戸内海海域については水産庁瀬戸内海漁業調整事務所が、それぞれ行う。

第6 広域漁業調整委員会との連携

検討会議は、具体的な資源管理の取組の検討状況について、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に報告し、有機的に連携する。

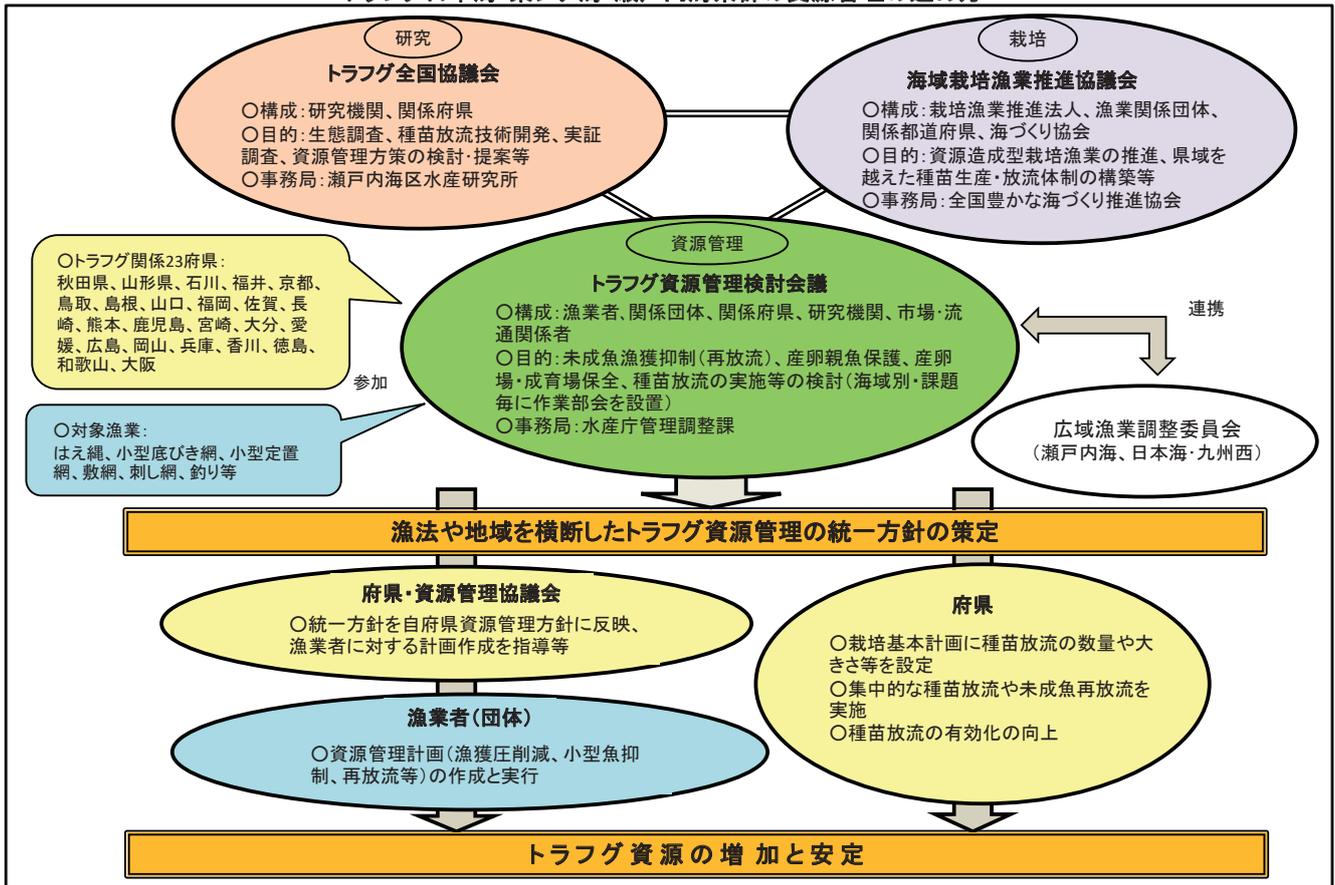
第7 その他

1 検討会議は原則として公開とする。

2 本設置要領に規定のない事項については、事務局は第3の1の構成員と協議し、その取扱いを決定する。

39

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理の進め方



40

海域別・課題別作業部会構成表

海 域	府 県	未成魚漁獲抑制(再放流含む)	種苗放流 (広域プラン)	成魚保護	産卵場・成育場保全
日本海中西部	石川県			○	○
	福井県			課題幹事県	課題幹事県
	京都府			○	○
	鳥取県			○	○
	島根県	○		○	○
九州・山口西方海域	山口県	○	○	○	○
	福岡県	課題幹事県	○	課題幹事県	課題幹事県
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	○	課題幹事県	○	○
	熊本県	○	○	○	○
	鹿児島県	○	○		
	宮崎県	○			
瀬戸内海	大分県	○	○		
	福岡県	○	○	○	○
	愛媛県	○	○	○	○
	山口県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	広島県	○	○	○	○
	岡山県	○	○	○	○
	兵庫県	○	○	○	○
	香川県	○	○	○	○
	徳島県	○	○		
	和歌山県	○	○		
	大阪府	○	○	○	○
有明海	福岡県	○	○	○	○
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	熊本県	○	○	○	○

41